

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一時的保育事業実施の承諾		
根拠例規及び条項		多治見市一時的保育事業実施規則(平成18年規則第49号)第12条		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	規則第12条に定めるところによる。 規則第12条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかにその申込みに係る利用の要否及び家庭状況を確認し、一時的保育施設の利用の承諾又は不承諾をするものとする。		
	設定年月日	平成18年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 3日		
	設定年月日	平成18年4月1日	最終変更年月日	
備 考				